

## コーポレートガバナンス基本方針

### 1. 総則【「2-1」「3-1(ii)」(開示)】

(1) 当社は、当社グループが企業理念の実践を通して持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み並びに取組方針をまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」を制定した。【「2-1」、「3-1(ii)」(開示)】

(2) 当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う為、以下の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実に向けて継続的な取り組みを行う。【「3-1(ii)」(開示)】

- ①株主の権利・平等性を確保する
- ②株主以外のさまざまなステークホルダーと適切に協働する
- ③法令に基づく開示情報やそれ以外の企業情報の提供について適切に行い、透明性を確保する
- ④指名委員会等設置会社として、経営の監督と業務執行を分離し、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、事業を迅速に運営できる執行体制を確立するとともに、執行側から独立した社外取締役が過半数を占める取締役会による経営監督機能の実効性を確保する
- ⑤当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行う

### 2. 株主の権利・平等性の確保【「1」】

当社は全ての株主をその保有する株式の内容及び持ち株数に応じて平等に取扱い、株主の有する様々な権利が実質的に確保されるよう、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備等に努める。【「1」「1-1」「1-2」】

(1) 株主総会の運営【「1-1①」「1-1③」「1-2①」「1-2②」「1-2③」「1-2④」「1-2⑤」「3-1②」「5-1③」】

#### ①招集通知の早期発送【「1-2②」】

当社は、株主が総会議案の十分な検討時間を確保できるよう、株主総会の招集通知を法定期日より前に発送する。

#### ②情報開示【「1-1③」「1-2①」「1-2②」「1-2④」「3-1②」】

当社は、株主総会の招集通知発送に先立ち、招集通知の内容を当社ホームページに公表する。

また、株主総会において株主がその権利を行使するために必要と考えられる情報については、招集通知、事業報告等の参考書類の充実を図るとともに、有価証券報告書、決算関連資料、適時開示資料、その他投資判断に有益と考えられる情報等、株主・投資家向けの情報を当社ホームページに掲載し、随時更新して適切な情報開示に努める。

また、英文ホームページにて、英訳した招集通知や株主・投資家向けの情報を掲載する等、外国人株主の権利行使に配慮する。

#### ③議決権行使に関する株主負担の軽減【「1-2③」「1-2④」】

当社は、株主総会を開催するにあたり、いわゆる集中日での開催を避けることとする。

また、少数株主及び外国人株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができるよう、議

決権の電子行使ができる環境を整える。

④議決権行使の結果の分析【「1-1①」】

当社は、株主総会における決議事項の議決権行使結果を取締役に報告し、取締役会は、反対の理由や反対票が多いと判断した提案議案について、その原因の分析や対応の検討を行う。

⑤実質株主の議決権行使【「1-2⑤」】

当社では、株主総会における議決権を、株主名簿に記載又は記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めていない。

但し、実質株主の要望の状況や信託銀行等の動向を注視し、必要に応じて実質株主の株主総会への出席に関わる取扱いについて検討を行う。

⑥株主構造の把握【「5-1③」】

当社は、毎年3月末及び9月末時点における株主について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、必要に応じて実質的に当社の株式を所有する株主の調査を実施し、実質株主の把握に努める。

(2)資本政策の基本方針【「1-3」「1-6」】

①当社は、資本コストを上回る利益を生み出した時、将来の事業展開と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針とする。【「1-3」】

②当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行う。【「1-6」】

(3)政策保有株式に関する方針【「1-4」(開示)「1-4①」「1-4②」】

①当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、必要と判断する企業の株式のみを保有する。【「1-4①」】

②当社が上場会社の株式を政策保有している場合、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、検証の内容を開示する。【「1-4②」(開示)】

③当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の企業価値の向上に資することを前提に、株主総会議案が投資先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものであるかを総合的に判断し、適切に議決権を行使する。【「1-4②」(開示)】

④当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向を受けた場合は、当該政策保有株主の意向に沿うこととする。【「1-4①」】

⑤当社は、政策保有株主との取引に当たっては、他の取引先と同様に取引の経済合理性を十分に検証した上で、当社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。【「1-4②」】

(4)関連当事者間取引【「1-7」(開示)】

当社は、取締役又は執行役が利益相反取引を行う場合は会社法及び取締役会規則に従い、決議・報告を行う。

また、主要株主(当社総株主の議決権の10%以上を保有している株主)との取引を行う場合には、事

前にその規模や重要性に応じて、関係部門の審査を経たうえで決裁を行うこととし、特に重要な契約については代表執行役の承認を受けて実施し、その結果を取締役会に報告する。

さらに、当社は、少数株主の保護の観点から、当社の支配株主と取引を行う際には、独立社外取締役が過半数を占めている取締役会において承認を得る等、独立社外取締役による適切な関与、監督を行う。【「1-7」(開示)】

### 3. ステークホルダーとの関係【「2」】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主を始め全てのステークホルダーとの協働が必要であると認識しており、適切な協働に努める。【「2」】

#### (1) 倫理規範 【「2-2」「2-2①」】

①当社及び子会社を含めた当社グループ全体が、法令遵守のみならず企業倫理を遵守した経営を実施していくことを目的に、全ての役員及び従業員が遵守すべき具体的指針として「JDI 倫理規範(JDI Ethics)」を制定し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の浸透を図っていく。【「2-2」】

②当社グループは、コンプライアンスの取組みの一環として「JDI 倫理規範(JDI Ethics)」に関する研修を実施し、周知徹底と理解度の確認を行い、結果の概要を他のコンプライアンスの取組み状況と併せて、定期的に取り締役に報告する。【「2-2①」】

#### (2) サステナビリティを巡る取組み【「2-3」「2-3①」「3-1③」(開示)「4-2②」】

当社グループは、サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であるとの認識に基づき、「サステナビリティ基本方針」を制定し、社会とともに持続的に発展する企業を目指す。

特に、地球環境問題に関しては、「環境方針」を定め、環境負荷低減に寄与すべく、環境調和型製品・サービスの提供やエネルギー、水、廃棄物の削減、地球温暖化防止に向けた目標を定め積極的に取り組んでいく。

また、取締役会は、サステナビリティを巡る課題への取組みについて定期的に報告を受け、継続的に課題への取組み状況を監督していく。これらのサステナビリティを巡る課題への取組みについては、広く社外に発信していく。

#### (3) 多様な価値観をもつ人材の活用【「2-4」「2-4①」】

当社グループは、性別・国籍の別を含め、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上で強みになり得るとの認識に立ち、多様性確保に向けた人材育成方針及び社内環境整備方針を定め、同方針に基づいて人材の多様性の確保と能力を発揮できる機会及び環境の整備を推進していく。また、基本方針と共にその実施状況を開示する。

#### (4) 内部通報制度 【「2-5」「2-5①」】

①当社は、当社グループにおけるコンプライアンス違反の防止及び早期発見、自浄プロセスの機動性の向上並びにコンプライアンス違反の是正を図るとともに、もって当社グループの社会的信頼を確保することを目的として「内部通報制度」を設ける。【「2-5」】

②従業員等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがあることを発見した場合には、「内部通報制度」に基づき、相談・通報することとし、従業員等に対するコンプライアンス意識の徹底を図る。

また、内部通報制度の運用状況は定期的に取り締役会及び監査委員会に報告する。【「2-5」】

- ③内部通報制度の窓口は社内窓口の他、社外窓口を設け、社内規則により通報者の不利益扱いを明確に禁止するとともに、通報情報を厳格に秘密として管理する等、通報者の保護を図る。また、執行役等（当社並びに子会社の取締役、執行役及び執行役員をいう。以下同じ。）のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会とする。【「2-5①」】

#### (5) 企業年金の積立金の運用【「2-6」(開示)】

- ①当社は、企業年金の積立金の運用に関して、運用の目的等を記載した基本方針を定め、当該基本方針に整合的な運用指針を作成して金融商品取引業者に交付する。
- ②当社は、企業年金の運用に関し、知識または経験等から運用管理に適切と判断される者に当該事務に従事させ、また、必要に応じて当該従事者を研修等に派遣等を行い、専門知識の向上を図る。
- ③当社は、運用の基本方針や運用指針の検討に際しては、運用コンサルタントを活用し、専門性・信頼性並びに利益相反の観点において、継続的かつ適切に対応し得る様体制を整備する。

### 4. 情報開示の基本方針【「3」「5」「5-1」】

当社は、情報開示を経営責任の一つであると認識しており、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会等、全てのステークホルダーとの信頼関係の構築・発展の為、公正性・透明性の高い広報・IR活動を積極的に行う。

また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させていくことが重要であると認識していることから、IR体制を整備し、株主や機関投資家との対話の場を設ける等、株主や投資家からの取材に積極的に対応するよう努める。

#### 【「5」】

##### (1) 「情報開示方針」の策定【「3」、「3-1①」、「5-1」、「5-1①」、「5-1②」、「5-2」】

当社は、『情報開示方針(ディスクロージャーポリシー)』を定め、上場企業として、投資判断上重要な会社情報を分かり易く、迅速に、正確かつ公平に開示するとともに、株主・機関投資家に当社をより理解いただき適正に評価いただくよう努める。

##### (2) 経営計画等の開示【「4-1②」「5-2①」】

- ①中期事業計画及び年次経営計画及び経営戦略等の計画の概要は、株主・機関投資家への対話を通じて説明する他、当社ホームページ等により開示する。
- ②事業計画等の進捗状況は定期的把握・分析し、その内容については取締役会にて執行役から定期的に報告を受け、達成度を分析・評価し、次期以降の計画に反映させるとともに、決算説明会や株主総会等を通じて株主・機関投資家に対し分かり易い説明を行うよう努める。
- ③ポートフォリオの基本方針を策定し、同方針の下、随時、事業ポートフォリオ及び戦略について見直しを実施し、見直し結果を分かり易く示すよう努める。

##### (3) 英文での開示【「3-1②」】

当社は、英文ホームページにて、英訳した適時開示資料、決算関連資料、その他投資判断に有益と考えられる情報の開示・提供を行う。

## 5. コーポレートガバナンス体制

### 5.1 機関構成

#### (1) コーポレートガバナンス体制の全体概要【「4」】

当社は、会社法に規定する指名委員会等設置会社であり、経営の監督と業務執行を分離することにより、事業を迅速に運営できる執行体制の確立と経営監督機能の実効性の確保に努める。社外取締役が過半数を占める取締役会において、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の各委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持する。取締役会において、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、執行役に対してその責任範囲を明確にした上で、法令、定款及び当社取締役会規則で定められた事項を除き、業務執行に関する決定権限を委譲する。

#### (2) 取締役会、取締役及び執行役の責務【「4-5」「4-13」「4-13①」】

- ① 取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスの実現を通して、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。【「4-5」】
- ② 取締役及び執行役は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社や株主共同の利益のために行動する。【「4-5」】  
そのため、取締役及び執行役は、その責務を果たすために必要な情報の提供を受け、必要により補足情報の提供や担当部門責任者による個別説明等の要請を行う。【「4-13」「4-13①」】

### 5.2 取締役会

#### (1) 取締役会の役割・責任【「4-1」「4-1①」(開示)「4-3④」】

- ① 取締役会は法令、定款及び取締役会規則の定めに従い、中期事業計画や年次経営計画等経営の基本方針や内部統制システムに係る事項及び取締役会規則に規定された当社グループの重要事項を決定し、内部統制やリスク管理体制を適切に整備する。  
また、取締役会は、経営の基本方針やその他重要事項の決定に際しては、多面的かつ十分な検討を行うとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するような建設的な議論をつくすものとする。【「4-1」「4-3④」】
- ② 取締役会は、執行役を選任し、その職務の執行を監督する。取締役会で決議を行わない業務執行に関する事項は、執行役に対してその責任範囲を明確にした上で、業務執行に関する決定権限を委譲する。取締役会は、執行役から業務執行状況等について、少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督する。【「4-1①」(開示)】

#### (2) 取締役会の構成・多様性【「4-8」「4-11」「4-11①」(開示)】

- ① 取締役会は、その役割・責務を果たすため、経営戦略に照らして、当社の取締役が備えるべき基本的資質及び知識・経験・スキル等を特定した上で、これらをバランスよく備え、多様性(ジェンダー、国際性、職歴、年齢の面を含む)と適正規模を両立させる形で構成する。  
また、企業経営者や学識経験者、国際的な知見や経験を有する者等、各方面での豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社の経営方針に適切に反映させるため、原則として独立社外取締役を3分の1以上選任する。【「4-8」「4-11」「4-11①」(開示)】
- ② 監査委員となる取締役は、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者を

選任し、特に、財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任する。【「4-11」】

(3) 取締役候補者の指名【「3-1(iv)」(開示)「3-1(v)」(開示)「4-3①」「4-11①」(開示)「4-11②」(開示)】

①取締役の候補者の指名にあたっては、社外取締役が過半数を占める指名委員会にて、当社の取締役に求められる基本的資質及び知識・実績・スキルなどの人材要件に基づいて候補者としての適切性を審議し、特に社外取締役候補者については独立性、多様性の観点からも評価し、選定する【「3-1(iv)」(開示)、「3-1(v)」(開示)「4-3①」「4-11①」(開示)「4-11②」(開示)】

②当社取締役は、自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員(取締役・監査役)を兼務する場合は、合理的な範囲にとどめるよう努める。尚、取締役の重要な兼職の状況は事業報告や株主総会参考書類等により開示する。【「4-11②」(開示)】

③取締役候補者の個々の選任理由については株主総会招集通知や当社ホームページにて開示する。【「4-11②」(開示)】

(4) 執行役の選解任、育成【「3-1(iv)」(開示)「3-1(v)」(開示)【「4-1③」「4-3①」「4-3②」「4-3③」】

①執行役の選任にあたっては、指名委員会にて適切性を審議し、人格並びに見識ともに優れ、執行役の職責を全うすることが出来ると判断した者を取締役会に推薦する。また、業務成果の発揮状況や誠実かつ忠実な職務遂行面、健康の面等の観点から、執行役としての職務を全うすることに問題が生じる場合には、指名委員会にて解任の可否について審議し、その結果を取締役に答申する。【「4-3①」「4-3②」「4-3③」】

②執行役の選任の概況は当社ホームページで開示する。【「3-1(iv)」(開示)「3-1(v)」(開示)】

③当社は、将来の取締役、執行役の候補者育成のための育成計画等を作成し、計画内容や育成状況について指名委員会にて確認、審議し、その結果の概要を取締役に報告する。【「4-1③」】

(5) 取締役、執行役の報酬【「3-1(iii)」(開示)「4-2」「4-2①」「4-3」】

社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、取締役及び執行役の個人別の報酬等の額に関する方針を定め、その方針に従い、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定する。中長期的な業績向上と企業価値向上に対する意欲を高めるため、執行役の報酬には業績連動報酬分を設け、会社業績・個人業績の結果が反映される体系とする。また、必要と認められる場合、ストックオプションを付与する。社外取締役を除く取締役についてはその役位や担う役割・責務等、社外取締役についてはその役割と独立性の観点から、固定報酬にて決定する。

(6) 業務執行等の監査【「3-2①」、「3-2②」、「4-4」、「4-4①」、「4-13」、「4-13①」、「4-13③」】

①社外取締役が過半数を占める監査委員会において、独立した客観的な立場から、取締役及び執行役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等の役割・責務を負っている。【「4-4」】

②監査委員会の選定した監査委員は、当社の業務執行に係る重要会議に出席し、また事業部門からのヒアリング等を通じて必要な情報を収集する等により、コーポレートガバナンスの実現状況を把握し、実効性の高い監査委員会を維持する。【「4-4①」「4-13」「4-13①」】

③監査委員会は、会計監査人の評価基準及び選任基準を策定し、会計監査人が適正な監査の確保に必要な独立性と専門性を有していることについて確認を行う。【「3-2①」】

④当社及び監査委員会は、適正な監査を可能とする十分な監査時間を確保するとともに、会計監査人が代表執行役及び執行役とのコミュニケーションを確保できるように努める。また、監査委員、会計監査人、内部監査部門は、問題意識を共有し、緊密に連携して夫々の監査を実施する。  
更に、当該監査の状況について社外取締役を含めて情報共有を図る等、社外取締役との連携の場についても確保するよう努める。【「3-2②(i)(ii)(iii)」、「4-4①」「4-13③」】

#### (7) 実効性の確保【「4-2(i)」「4-11③」(開示)「4-12」】

- ①取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努める。【「4-12」】
- ②取締役会は、その過半数を社外取締役で構成し、執行役から定期的に業務執行状況の報告を受け、報告内容について多面的かつ十分な検討を行う等、執行役等の職務執行状況の監督に注力するとともに、執行役の業務執行を支援する。【「4-2」】
- ③当社は、毎年、各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。【「4-11③」(開示)】

### 5.3 会計監査人

#### (1) 会計監査人の役割・職務 【「3-2」、「3-2②(iv)」】

- ①当社及び会計監査人は、会計監査人がその職務を通じて計算書類等の適正性を確保することより、コーポレートガバナンスの実現に重要な役割を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向け、共同した対応を実施する。【「3-2」】
- ②会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、経理部門が窓口となって、その重要性に応じて代表執行役及びその他の執行役又は各担当部門の長がこれに対応し、必要な場合は追加監査手続きを実施する等、適切な対応を行う。また、会計監査人が不正等を発見した場合、監査委員会への報告を実施する。【「3-2」、「3-2②(iv)」】

### 5.4 独立社外取締役の有効な活用

#### (1) 独立社外取締役の役割 【「4-6」「4-7」】

- ①独立社外取締役は、一般の株主と利益相反の生じるおそれがない立場で、当社グループの経営の監督を担うことにより、取締役会及び各委員会の意思決定内容及びそれに基づく職務執行内容の透明性を高めるよう、努める。【「4-6」】
- ②独立社外取締役は、その専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役の業務執行の監督、経営方針や経営計画等に対する助言及び取締役や主要株主等との利益相反取引の監督等を行う。  
また、独立社外取締役の一部は、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の構成員として、取締役の評価や選任等の手続きに関与し、公正性と透明性を確保する。【「4-7」】

#### (2) 独立性判断基準 【「4-9」(開示)】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任された者の中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者(具体的には次の要件に該当しない者)を、独立社外取締役として選定する。

- a. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- b. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- c. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- d. 最近において上記のa、b又はcの何れかに該当していた者
- e. 次の(i)から(iv)までの何れかに掲げる者の2親等内の親族
  - (i) 上記のa. から前d. までに掲げる者
  - (ii) 当社の子会社の業務執行者
  - (iii) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
  - (iv) 最近において(ii)～(iii)又は当社の業務執行者に該当していた者

## 5.5 支援体制

### (1) 取締役会の審議の活性化【「4-12①」】

当社は、取締役会の審議の活性化を図るべく、次の取組みを行う

- ① 取締役会は、法令、定款、取締役会規則の定めるところにより、原則として毎月1回開催し、その他必要に応じて随時開催する。
- ② 取締役会の年間スケジュールは、出席者の日程調整のうえ決定し、予め想定される審議事項についても合わせて決定する。
- ③ 取締役会の審議項目、開催時間は、重要事項の決定及び業務執行の監督のために必要な審議時間を十分に確保するべく適宜調整する。
- ④ 取締役会の資料は事前に配布・説明し、必要に応じて補足情報の提供や担当部門責任者による個別説明等を行う。

### (2) 取締役の連携・情報収集【「4-8①」、「4-8②」、「4-13」、「4-13①」「4-13②」、「4-13③」】

- ① 社外取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報の収集や関係部門との連絡・調整等については、取締役会事務局である法務部がこれに当たる。また、指名委員会及び報酬委員会の事務局を人事総務部、監査委員会の事務局を内部監査部とし、各委員会の委員である取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報収集を行う場合には、各委員会事務局がこれに当たる。【「4-13」「4-13①」】
- ② 法務部は、独立社外取締役の要請に応じて、独立社外取締役間の独立した客観的な立場に基づく情報交換、認識共有の場を確保し、また、取締役・執行役との連絡・調整や監査委員会又は監査委員との連携に係る体制整備についてサポートする。【「4-8①」「4-8②」】
- ③ 当社は、取締役会、監査委員がその職務の遂行に必要な費用が発生する場合は速やかにこれに応じる。【「4-13②」】

### (3) 内部監査部門の取組み【「4-13③」】

① 内部監査部門は、監査委員長の直轄組織とし、監査委員会が内部監査部長及び内部監査部に所属する使用人の人事承認権、解任請求権・解任拒否権及び業務指揮権を持つことで、執行と監督を分離して監査の実効性を確保する。

② 内部監査部門は、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告するとともに、定期的に内部監査結果を報告する。また、内部監査部門は、監査委員会の指示がある場合、代表執



行役に内部監査の結果を報告する。加えて、常勤の監査委員との定期的な情報共有や社外取締役である監査委員を含めたミーティング等により監査の実効性を確保する。

(4) 取締役の研修【「4-14」「4-14①」「4-14②」】

当社は、取締役の役割・責務を適切に果たすため、社外役員等、外部からの役員就任者に対しては、その就任に際して、当社の事業・財務・組織を含めた概況に関する情報の提供を行う。また、社内から新たに就任する役員に対しては、取締役の役割・責任、法令、ガバナンス、ファイナンス関連の解説を行う。

【「4-14」「4-14①」】

更に、取締役全員に対して、必要に応じて、適宜、事業所視察や新技術・製品の紹介、社外専門家による講演、社外研修機関への派遣等を行う。【「4-14②」】

制定	2015年10月14日	取締役会決議
改訂	2017年7月13日	取締役会決議
改訂	2018年5月9日	取締役会決議
改訂	2018年10月10日	取締役会決議
改訂	2020年8月26日	取締役会決議
改訂	2021年4月13日	取締役会決議
改訂	2021年12月9日	取締役会決議
改訂	2023年1月25日	取締役会決議